

H24年3月6日

土木部建設企画課

建設工事における入札制度の見直しについて

研究会提言並びに県議会・県政改革特別委員会等の意見を踏まえ、入札制度の改正を行うこととした。今回は、発注基準を改正し、H24年7月から適用する。格付基準の改正は、H24年6月議会に提案し、H25年度からの実施を予定している。

発注基準：ランク毎の発注金額や入札方式・その適用範囲等の基準

格付基準：土木一式工事A・B・C・D等のランク分けに係る基準

1. 研究会、県議会、外部委員会からの意見等について

○長崎県建設産業に関する研究会からの提言

- ・ 格付基準、発注基準の見直しによる供給過剰構造の是正
- ・ 若手技術者の育成および労務者の労働環境の改善
- ・ 元請、下請関係の適正化
- ・ 実施できるところから随時取り組む

○県議会からの意見

- ・ 「労務賃金の支払いの誓約の有無」を評価項目として加えた新たな入札制度の導入
- ・ 総合評価落札方式の見直し
- ・ 企業の能力、経営実態等に応じたバランスの取れた受注機会の確保

○外部委員会からの意見

- ・ 不良不適格業者の排除（下請代金未払い業者の排除等）
- ・ 総合評価落札方式において、金額だけではなく、工事の難易度に応じた適用

○入札契約に関する国の動向

適正化指針（入札および契約の適正化のためのガイドライン）

	H18年5月閣議決定	H23年8月閣議決定
一般競争入札	速やかに拡大	適切な活用を図る
総合評価落札方式	速やかに拡充	工事特性に応じた活用

2. H24 年度の新たな発注基準の実施方針

前述の意見等を踏まえ、A ランク業者の絞り込みを前提とした新たな発注基準を試行的に実施するとともに、企業の能力、経営実態等に応じたバランスのとれた受注機会の確保を目指す。

(主な改正項目)

○総合評価落札方式の適切な活用

- ・ 難易度の高い工事(大規模工事・難易度の高い工種工法)に適用する。
- ・ 「下請次数制限の誓約の有無」の評価項目を追加し、過度な重層下請構造の是正を図る。
- ・ 「労務賃金の支払いの誓約の有無」の評価項目を継続する。

○簡易評価型競争入札の導入

- ・ 現在の指名競争入札に配置予定技術者の評価を加えた新たな入札方式(価格競争)を導入し、品確法に合致した入札方式の拡大を図る。
- ・ 価格競争の範囲を現行の 1 億円未満の工事から 2 億円未満の工事に拡大する。
- ・ 「労務賃金の支払いの誓約の有無」の評価項目を新たに加える。

○若手技術者育成型競争入札の試行

- ・ 若手技術者の育成を目的とした新たな入札方式を試行する。

3. 格付基準について

どの程度に絞り込むかを検討中である。

4. 今後のスケジュール

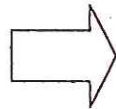
年月	H24 年度				H25 年度
	4	7	10	1	4
制度		新発注基準			新格付スタート
周知等	入札制度周知		入札参加資格申込		

新旧入札方式比較図（WTOを除く）

金額	入札方式（現行）	新入札方式
3億円	総合評価（簡易型）	総合評価（簡易型）
2億円	総合評価（特別簡易型）	簡易評価型 指名競争入札 価格競争 若手技術者育成型 工事公募型
1億円	指名競争入札 価格競争 一般競争入札	指名競争入札 価格競争 若手技術者育成型
建築一式5千万円 土木一式3.5千万円		

現行の入札制度（Aクラス）

	簡易な工事	技術難易度がやや高い工事	技術難易度が高い工事
入札方式	指名競争入札	一般競争入札	一般競争入札
落札方式	価格競争	総合評価 (特別簡易型)	総合評価 (簡易型)
適用金額	1億円未満	1億円以上～3億円未満	2億円以上19.4億円未満
理由	・Aクラス全業者に対する受注機会 の確保	・品確法の拡大 ・入札手続きの簡素化	・品確法の拡大



品確法のさらなる拡大

新たな入札制度（Aクラス）

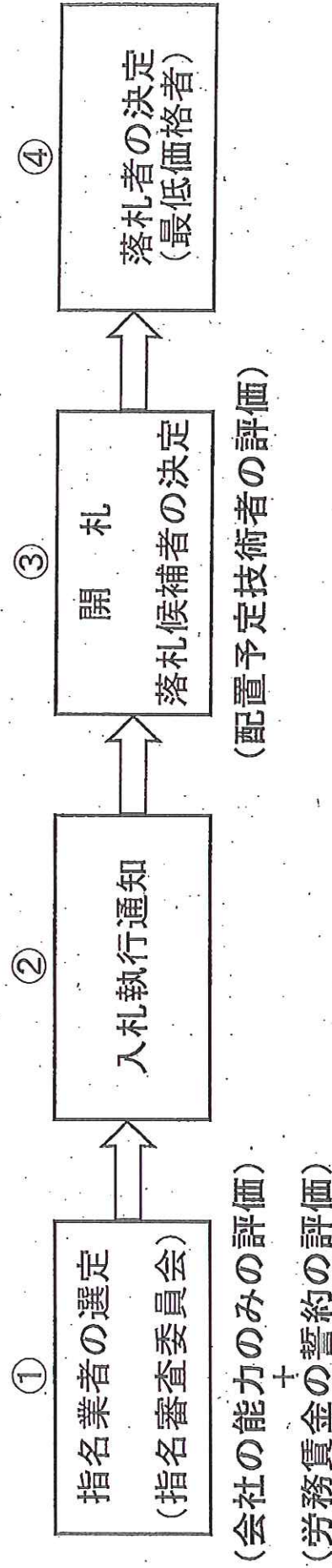
	簡易な工事	技術難易度がやや高い工事	技術難易度が高い工事
入札方式	簡易評価型競争入札		一般競争入札
落札方式	技術者と企業の技術力による抽選後 → 価格競争		総合評価 (簡易型)
適用金額	2億円未満		19.4億円未満
理由	・さらなる入札手続きの簡素化 ・企業の受注機会をバランスよく確保		・技術開発の促進 ・企業の技術力向上

簡易評価型競争入札

(目的) 「品確法の拡大」及び「設計労務単価の引き上げ」

(概要)

- ・現在の指名競争入札における業者選定(指名選定システムにより会社の工事経験・施工状況等の評価)に、配置予定技術者の評価を追加することにより、品確法に則した入札方式とする。
⇒「品確法」に適合、「価格競争」
- ・「労務賃金の支払いの誓約の有無」の評価を加えた業者選定を行うことにより、設計労務単価の引き上げを図る。⇒「設計労務単価の引き上げ」



※ 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (品確法) 平成17年4月1日施行

(競争参加者の技術的能力の審査)

第11条

発注者は、～中略～工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

工事公募型競争入札

(目的)「品確法の拡大」

(概要) ⇒ 指名選定システムでは業者の指名ができない特殊工事(PC上部工・浮棧橋など)に適用

- ・ 入札参加希望者は、入札参加資格申請書と同時に技術力を判断するための技術資料(配置予定技術者及び企業の評価資料)を提出する。⇒「品確法」に適合
- ・ 入札参加資格「有」の業者の内、提出された技術資料の審査を行い、評価点の合計が高い順から10者程度の業者を指名し、価格競争により入札を行う。⇒「価格競争」

